

都留市史

通史編

南都留郡の成立

明治八年の合村がかなり強引に行われたということもあって、後々まで各所で歪みが生じていた。その一つに桂村の合村がある。桂村の村総代八人、区総代が二人、それに戸長が署名して明治十一年一月に一つの決議をしている（近現代二〇）。そこには「明治七年十二月に協議して、薪、秣などのための入会山をはじめ旧村限りで取り決めてきた事柄は従来通り、ということ合村を決めている」。この合意を受けて翌年一月に桂村が誕生しているが、合村の実があがらず、分村の協議が進行するようになった。合村は「多少不便」もあり「情実相察」し、村の事務取扱は二か所設置し、戸長も隔日にそれぞれへ出勤する

という便法をとるように決議しているのである。

こうした合村に伴い明治六年八月以来の八〇区に分かれていた行政区画の変更が必要になってきた。合村によって従来の区画におさまらない村が続々出てきたのでという理由で、明治九年一〇月に県下を三四区に統合することになった。市内の村々は次のように所属するようになった。

三二区 都留郡 三吉、盛里、道志、秋山、開地

三三区 都留郡 谷、禾生、宝、桂

明治十一年一二月に郡区町村編成法によって郡制が施行されて、山梨県はこれまでの四郡が九郡になり、翌年一月二十五日には谷村に南都留郡役所が開庁した。

この郡制施行の趣旨は、「都留郡は山間の土地で、村落は山谷の間に散在しており、郡の中央の高山が聳えて地勢は南北に分断され、一郡役所では統治しがたいのでこれを南北両郡に分画する」とある。

南都留郡に属する戸数は九〇八一、人員は三万九〇二五である。いずれも北都留郡よりやや多い。村数も次の二一か村である。

三吉、盛里、道志、秋山、開地、谷、禾生、宝、桂、大富、河口、大石、勝山、大嵐、鳴沢、長沢、瑞穂、明見、福地、中野、忍野

新たに郡制がしかれたことによって、実際に行政面の変化がどう生じているだろう。三吉村役所の「願伺届本県郡衙指令」（志村徳光家文書）によって、どんなことが取扱われているのかを見てみよう。①明治十二年一月二十九日に、三吉村は郡長あてに伍長の任免や辞令はどこで取り扱うのか、戸籍関係の送入籍のさいの区長などの奥印などはどう取り扱うのか、といった問い合わせをしている。これにたいして伍長の任免などは戸長限りで行う

ようにという指示が出ている。②同年同日に、三吉村は二〇〇戸以上の村なので書役を二名任用したい、また辞令書の書式について上申があり、郡長が承認して、書式を例示している。③同年三月一二日、徴兵適令者の検査出頭呼び出しは戸籍への誤り記載の者であり、出頭可否の届け出についての伺いは、郡長が出頭を命じている。

④同年三月一八日、村々総代の改選のさいに五名が落票したので届け出たが、うち一名が辞退したので名簿から削除したい。郡長は承認している。⑤同年四月一日、村役所は本村専徳寺庫裏を借受けて事務が行われていたが、民家を借り受けたので借家換をしたい、という願いが出ている。⑥村社の氏子総代が事故により臨時交代をしたいという伺いに、郡は氏子の協議に任せるべきとの指令を出している。

その他、流行病予防のための入山や帰山時間の規制について（一二年九月二四日）、伍長選挙規則の制定（一四年一月）、地方税戸数割の村会答議の上申（同年一月二四日）、三吉村々会規則の裁定（一三年八月）、甲斐網仲買商廃業願い（一四年四月）と、些細なことから重要案件まで、村は郡へ伺いをだし、その指示を受けていることがわかる。

村々からさまざまな案件をもちこまれた郡役所の明治一二年一月の事務区分はおよそ次のように定めている。第一に庶務、第二に租税、第三に土木、第四に出納である。南都留郡役所の部課は、明治一九年末までは次のとおりである。全体は第一課と第二課に分かれ、第一課は内記係と庶務係、第二課は地理課と収税課、そして会計係に分かれている。内記係というのは、今日という文書と人事を扱っており、庶務係というのは広範な事務を取り扱っていて、兵事、戸籍、衛生、教育、工務、町村会、その他の課や係に属さない事件を全て処理することになっている。また地理課は山林や土木を管理し、収税課は国税や地方税の徴収など、会計係は経費の出納などの事務を管理することになっている。

第三章 近代化の時代―大正期

第一節 町村機能の拡大と財政規模

南都留郡役 日露戦後の時期で、大正期と称される時期の南都留郡下の町村が抱えた問題はどんなものだった所の仕事 ろう。大正五年に南都留郡が町村に出した指示事項を列記すると次のとおりである。

①伝染病の予防対策、②隔離病舎の設備、③堆積肥料の奨励、④町村地主会の設置奨励、⑤桑園反別の縮小改良、⑥学校医の設置、⑦実業補習教育の改善

この指示事項のなかに、当時の町村が抱えた問題を読み取ることもできる。第一に伝染病予防や隔離病舎などの対策であり、第二に農業の改良と地主の組織化で、第三に学校衛生の問題と青年教育である。同時にこの諸問題にたいする南都留郡の役割も知ることできる。第一の伝染病について南都留郡の役割は、各地の情報の伝達と発生時の対策についての注意である。第二の堆肥などの技術指導は郡の技術員が町村に派遣されている。他の地主会設置や桑園改良などは町村長会のさいの指示の実施を促している。

次いで大正七年の南都留郡役所から町村への指示事項を列記してみよう。

①町村吏員の俸給改善、②町村税徴収の納期内完納、③罹災基金法の利用、④軍事救護の実施徹底、⑤統計の精確迅速化、⑥代用教員俸給の増給、⑦体操機械の設備充実、⑧実業補習学校の改善、⑨学校医設置の続き、⑩図書館利用の促進など、⑪通俗教育施設の普及改善、⑫招集徴発事務の整備、⑬海軍志願兵の応募奨励、⑭兵営視察や在营兵の慰問、⑮入退営兵の送迎改善、⑯神社合併は慎重、⑰神職の待遇優遇、⑱境内神社は整理、⑲神社火災や盗難の予防、⑳堤塘保護管理の実施、㉑耕地の改良及び拡張事業、㉒専用桑園の設置と在来桑園の改良、㉓蚕種の改良普及、㉔輸出可能な広幅織物の奨励、㉕農家副業の奨励、㉖御大典記念造林の完成、㉗公有林野造林の奨励、㉘造林用の優良樹苗の供給、㉙林産物利用の開発、㉚竹林造成の奨励、㉛指示事項の徹底

南都留郡からの指示事項を大まかに整理すると、第一に吏員や代用教員の増給と町村税の徴収など町村財政に関する事項である。第二は法制定されたばかりの罹災救助基金法や軍事救護法などの有効な活用を促している。第三に学校設備の充実や医者の配置、そして図書館や通俗教育などを通して健全なる民風の作興を促す社会教育の充実について、第四は兵役関連の事務の整備や地方と軍部の連携を密にする対策の促進である。第五に神社合併の慎重な対応や神職の優遇などの課題で、第六は耕地整理や拡張事業の着手、桑園や蚕種、そして広幅織物の奨励などである。第七は造林事業の促進や利用開発に関連した事項である。

この大正七年の南都留郡役所から町村への指示は、同五年のに比べると広範囲の事項にわたっており、当時の町村が抱えた課題なりを知ることができる。だが、よく読んでみると各事項について、どれもが望むという言葉で結ばれていることに気づくのである。他には図らるべし、期せらるべし、というのが一つずつあるだけである。要するに町村の課題を南都留郡が独自に解決していくことは出来ずに、国や県の意向を町村に伝える役割を

果しているとも見ることのできるのである。

次に、大正八年の南都留郡役所の町村にあてた指示を紹介しよう。

①県会・郡会議員の選挙、②戦後民力の涵養実行、③米価高騰後の節米奨励、④堅実な機業経営期待、⑤伝染病の予防注意、⑥水道設備の改良、⑦特産物品評会への出品勧誘、⑧吏員や教員へ臨時手当の支給

ここで指摘されている事項は、選挙ごとの違反者続出や一時的な利益に走る機業経営者への注意で、貯蓄などの堅実な経営、家政経済の改善などの精神を踏まえての民力涵養の充実。なかでも具体的な指示としての伝染病予防対策としての水道設備の奨励が注目される。

これらの指示について、南都留郡役所は、町村に対して、留意、講究し、問題の解決を望む、期せらるべし、というのがパターンになっている。これまでの指示事項と同じく、郡役所が積極的に事態を打開していくのではなく、ほとんどが奨励・期待を表明しているのである。

こうした指示は、三か年ともに町村長会で行われていることは興味深い。大正五年の場合は一月二六日に、同七年には七月五日に、同八年には六月に開催されているのが三つの資料からわかる。年二回の町村長会で、この郡役所からの指示事項が伝達されていたのである。問題の一つは、こうした課題に郡役所が独自に解決できるだけの独自の行政能力を保持しているかどうかであろう。二つには、各町村から選出されている議員は、こうした町村の課題に対してなんらかの役割を果たしているのだろうか、議員は何をやっていたのかということである。

南都留郡の仕事は、明治期には郡立の染織学校や実業学校を経営していた時などは独自のものがあつたが、それもやがて県立に移管すると目立つものはない。こうした郡役所独自の仕事をするために、各町村は毎年郡会で決定された額を納入している。大正八年の分で計算すると南都留郡の郡費一万円余の各町村負担分は、谷村が二

四パーセント、東桂村が八パーセント、禾生村が七パーセント、宝村が六パーセント、次いで盛里、三吉、開地村が各二パーセントである。

こうした郡役所の行政的役割と関わって、大正七年には郡制の廃止案が原敬内閣から国会に提出されているのだらう。上部団体の県が処理すれば済むことなのか。または町村の自治能力を高めることが筋道なのか。